

# 東野小学校を創る会会則

## 第1章 名称と本部

第1条 本会を「東野小学校を創る会」と称し、本部を東野小学校に置く。

## 第2章 目的と理念

第2条 本会は児童の健全な成長を図り、会員である保護者、教職員全てが積極的にその運営に参加できる環境作りを行い、会員が本会の活動を通じ喜びや充実感そして地域での連帯感を共有し平和で活気ある学校を創ることを目的とする。

## 第3章 方針

- 第3条 本会は会員の協力態勢等を十分に考慮し柔軟かつ効率的な運営を心がける。  
(やるべきことをやれる範囲で行う。)
- 第4条 本会は学校を中心としたボランティア団体等と連携し本会の活性化を図る。
- 第5条 本会は本会の目的に沿わない、形式的な運営、権威主義的運営を排除する。
- 第6条 本会は特定の政党、宗教、思想に関する論議および支持は一切行わない。
- 第7条 本会は学校の人事について一切干渉してはならない。

## 第4章 活動

- 第8条 学校と家庭の協力のもと、双方の情報連携の円滑化を促進する。
- 第9条 地域と連携し児童の生活環境、学習環境の改善を行う。
- 第10条 学校が要請する行事および本会活動において、その都度会員から協力参加者を募り、その運営の支援を行う。
- 第11条 ボランティア団体やサークルと連携した事業の企画を行う。
- 第12条 ボランティア団体やサークルの創設支援、本会への承認、登録を行う。
- 第13条 その他本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第5章 会員

第14条 本会の会員は東野小学校児童の保護者および本校の教職員とする。

## 第6章 役員

- 第15条 役員とその役割を以下の①から⑧の通りに定める。
- ①事務局長 1名 (保護者)  
本会の代表として、事務局実務全般の統括を行う。
  - ②事務副局長 5名以内 (保護者4名以内 教職員1名)  
局長を補佐し、必要のあるときは代理を務める。
  - ③書記 5名以内 (保護者4名以内 教職員1名)  
書記は庶務全般を担当し、記録や通知の作成を行う。
  - ④会計 5名以内 (保護者4名以内 教職員1名)  
本会の会計実務全般を勤める。
  - ⑤会計監査 3名 (保護者2名 教職員1名)  
会計を監査し、その結果を定期総会で報告するも
  - ⑥クラス委員 (各学級から保護者**4名以上** 教職員1名)  
担任と連携し、必要な活動を行う。互選により学年代表を2名選出する。
  - ⑦ボランティア委員会会長 1名 (保護者)  
各ボランティア団体、各サークルと連携をとり、本会の運営実行の支援・統括を行う。
  - ⑧ボランティア委員会副会長 1名 (保護者)  
会長を補佐し、必要のある場合は代理を務める。

第 16 条 役員の任期は 1 ヶ年とし再任は妨げない。また、保護者会員の場合は同一の役職は原則として連続 2 年までとする。

## 第 7 章 役員選出、

第 17 条 事務局役員は運営委員会において選出し総会に諮って決定する。また欠員の補充は運営委員会で選考し決定する。

## 第 8 章 機関

第 18 条 本会は以下の①から⑦の役割機能を持つ機関を置く。

### ①総会

- (1) 総会は本会の最高議決機関であり、会員の主体的かつ積極的な参加によって運営され、総会の開催日に参加できない会員の意見については、事務局が窓口となり事前に収集し総会の場で反映できるようにする。
- (2) 総会の運営方法
  - 1) 各総会の内容については事前に文書、創る会ホームページ、電子メール等により全会員に通知し、総会当日参加できない会員は内容に対する各人の意見および決議方針等を事務局に伝える。
  - 2) 総会においては当日参加者と事前に意見や決議方針を伝えた会員（以下全参加者）の総意を確認し以下(3)の審議決議を行う
  - 3) 審議決議においては全参加者の過半数を持って成立する。
  - 4) 総会は単なる議決機関として機能するのではなく、グループミーティングの形態をとり会員との十分な意見交換や会員の建設的かつ積極的な運営協力を確認する。
- (3) 総会の主たる内容
  - 1) 活動報告と決算の審議および決議
  - 2) 活動契約と予算の審議および決議
  - 3) 役員の承認
  - 4) 会則に関する審議と変更に関する審議および承認
  - 5) その他の重要事項の報告および審議等

### ②事務局

本会の中心として諸事務を行うとともに、クラス委員全体の各種調整や学校との連携窓口として機能し、またボランティア委員会と連携し各行事の運営・協力依頼を行う。

(15 条①～④を事務局とする)

### ③運営委員会

運営委員会は事務局、クラス委員学年代表、ボランティア委員会で構成し、必要に応じて事務局長が召集し、本会の運営に関する必要事項を審議する。また必要に応じて地域団体等に出席を求め連携協力して運営することができる。

### ④学級会

学級会は学級の保護者と教師が必要に応じて話し合いを行う。

### ⑤クラス委員会

クラス委員会は当該学級のクラス委員で構成し、各学級活動の円滑な運営を図る。

### ⑥学年委員会

学年委員会は当該学年のクラス委員で構成し、各学級の活動の調整を図る。

## 第 9 章 校長

第 19 条 校長は本会与学校運営について調整を行い、本会の全ての会に出席して意見を述べることができる。

## 第10章 会計

## 第20条

本会の経費は会費、その他をもってあてる。  
会費の運営は運営委員会で審議し、総会で決定する。  
本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとすることを原則とする。  
本会発足の初年度においては総会における発足承認日から最初の3月31日までを原則とするが会費の徴収や事業の履行状況によりその期間を変更することができる。

## 第21条

本会の会費は1世帯当り年額2000円（四半期毎500円）とする。

## 第11章 附則

## 第22条

本会の運営に必要な事項は細則として、運営委員会の決議を得て別に定めることができる。細則を制定、改廃した場合は、その結果を直後の総会において報告しなければならない。

## 第12章 本会会則の暫定的運用（初期の暫定対応について）

## 第23条

本会は立ち上げにあたり、様々な不測の事態に対し臨機応変な対応により運営を安定的に行う必要がある。従って、発足から1年間を限度とし、本会会則の改定および運用については運営委員会に一任し、運営委員会が決定した事項については1年を経過した直後の総会に諮ることとする。

## 第13章 会則の実施時期等

## 第24条

会則は平成22年12月4日より実施する。

## 第25条

会則の改定

第一回 改定 平成23年4月23日

第二回 改定 平成24年4月28日

# 【組織・体制図】

